

国立病院機構東京病院 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）規程

（定義）

第1条 国立病院機構東京病院抗菌薬適正使用支援チーム（AST）とは、安全な医療の提供を行うことを目的として、院内感染対策委員会の方針に基づき活動する抗菌薬の適正使用を支援するための実働チームである。

（目的）

第2条 AST の目的は、感染症診療および抗菌薬適正使用に関する専門的知識を有する他職種により、患者に最適な抗菌薬治療の実現および薬剤耐性（AMR）対策の推進等、医療の質向上を図ることである。

（帰属）

第3条 AST は病院長の管理の下、活動を行う。

（組織、構成員の任命、任期）

第4条 AST の構成員は次の各号に掲げるとおりとし、当該構成員は東京病院職員の中から病院長が任命するものとする。

- 一 感染制御室長および感染制御医師（ICD）
 - 二 感染管理担当者および感染管理認定看護師（ICN）
 - 三 抗菌薬管理者および臨床薬剤師
 - 四 細菌検査技師
- 2 感染制御室長をリーダーとする。
 - 3 構成員の任期は1年間とし、再任を妨げない。
 - 4 欠員にて補充された構成員の任期は前任者の残任期間とする。

（活動）

第5条 AST は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 抗 MRSA 薬及び抗緑膿菌作用のある抗菌薬を含めた広域抗菌薬等を使用する患者のモニタリングを実施する。また、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性を経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行い、その旨を記録する。
- 二 適切な検体採取および検査実施体制の整備を行う。
- 三 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。
- 四 外来での過去1年間の急性気道感染症及び急性下痢症の患者数並びに経口抗菌薬処方状

況の把握をする。

五 抗菌薬に関する教育および研修を実施する。

六 抗菌薬の採用、使用方法等の見直しを行う。

(運営)

第6条 AST は、その活動内容の共有および方針の確認のため、必要に応じてミーティングを開催する。招集はチームリーダーが行う。

2 チームリーダーは必要に応じて臨時ミーティングを開催することができる。

3 必要に応じて関係職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 活動内容は記録し、感染制御部会および院内感染対策委員会へ報告する。

(庶務)

第7条 AST の庶務は、抗菌薬管理者および臨床薬剤師が行う。

2 議事録の作成は抗菌薬管理者および臨床薬剤師が行い、作成した議事録は薬剤部において適切に保管する。

(細則)

第8条 本規程に定めるもののほか、AST の活動に必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

(施行期日)

本規程は令和8年8月1日から施行する。